

- ・年間収益見込み：税込19,008,000円
- ※利用料平均単価：平均マッチング単価税込3,300円(3時間)×システム利用料20%=税込660円
- ※ディーラー月間平均利用回数：4回
- ※月間客単価：利用平均単価税込660円×平均月間利用回数4回=税込2640円
- ※月間予測収益：税込2640円×600人(ディーラー会員数の内60%)=税込1,584,000円
- ※年間収益予測：月間収益予測税込1,584,000円×12ヵ月=税込19,008,000円

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

トランプゲームを楽しむプレイヤーの数に対して、ゲームを進行するディーラー不足が懸念されている。そこで全国で趣味の一環としてトランプゲームを楽しむプレイヤーとディーラーのマッチングサイト運営を計画している。

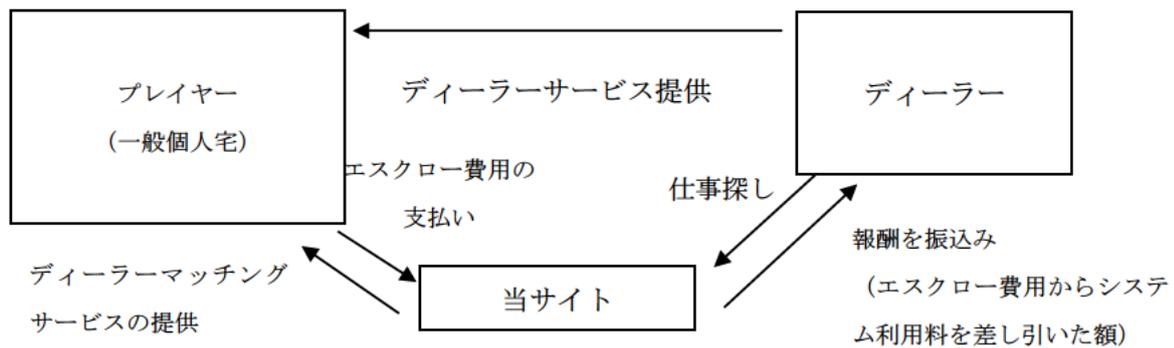
(1) 事業実施主体

- ・サービス提供事業者：当社(法人設立予定)
 - ・サービス利用者：当社ディーラーマッチングサービス利用者
- <詳細>
- サービス利用者とは、ディーラー、プレイヤー(ゲスト)を示す。
 - ・ディーラー：トランプゲーム(ポーカー・バカラ・ブラックジャック)の進行をする者で、当社とは雇用関係にはない。
 - ・プレイヤー(ゲスト)：一般個人宅でトランプゲームを楽しみたい人

(2) 事業概要

<事業の流れ>

- ① 当サイトに会員登録を行う(ディーラー及びプレイヤー)。
- ② 当サイトを利用して、ディーラーとプレイヤーがマッチングを行う。
- ③ マッチングが成立した場合、プレイヤーは当サイトにエスクロー費用を支払う。
- ④ 当サイトから、エスクロー費用入金を確認できたことを、ディーラーに通知を行う。
- ⑤ ディーラーが、プレイヤーが指定した一般個人宅にて、アミューズメントトランプゲームのディーラーサービスを提供する。なお、ディーラーサービスとは、トランプゲームのディーラーとしての役務の提供、すなわち、ルールの説明、トランプを配る、勝者に配当を計算してチップを配る等の行為をいい、飲食の提供等、トランプゲームと関係のない行為は含まない。また、主催者(一般個人宅の所有者等)はほかのプレイヤーから遊技料は頂戴しないこととする。
- ⑥ 無事にサービス提供が確認できた後に、当サイトからディーラーへ、エスクロー費用からシステム利用料を差し引いた金額を入金する。



- (3) 新事業活動を実施する場所
一般個人宅に限る。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2023年4月より運営開始を予定

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）

第三条 法第二条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

- 一 スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備
- 二 テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
- 三 フリッパーゲーム機
- 四 前三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体の色を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
- 五 ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び

当該規定の適用の有無についての見解

本事業におけるプレイヤーがディーラーを一般個人宅に招いてアミューズメントトランプゲームを楽しむこと、ディーラーが同ゲームのディーラーサービスを提供すること、及び当社がディーラーマッチングサービスを提供することが、風営法第2条第1項第5号に規定する「当該遊技設備により客に遊技をさせる営業」に該当しないことを確認したい。

<当社の考え>

風営法第2条第1項第5号は、「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）」を風俗営業（以下「5号営業」という。）として規定している。また、同法施行規則第3条第5号は、5号営業の一つとして、「ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備」（以下、「遊技設備」という。）を挙げている。

そして、「営業」とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の第10の3において、「財産上の利益を得る目的をもって、同種の行為を反復継続して行うことを指す。」とされている。

この点、本事業において、ディーラーを招いたプレイヤー（一般個人宅の所有者等）は、他のプレイヤーから遊技料その他の金銭の授受は行わず、営利目的を有していない。ディーラーがディーラーサービスを提供することについても、遊技設備を持ち込まず、プレイヤーが遊技設備を備える一般個人宅においてディーラーサービスを提供するものであり、「店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業」には当たらない。また、当社もその両者を単にマッチングさせるサービスを提供するに過ぎず、「当該遊技設備により客に遊技をさせる営業」には当たらない。

以上から、プレイヤーがディーラーを一般個人宅に招いてアミューズメントトランプゲームを楽しむこと、ディーラーが同ゲームのディーラーサービスを提供すること、及び当社がディーラーマッチングサービスを提供することは、風営法第2条第1項第5号に規定する「当該遊技設備により客に遊技をさせる営業」に該当しないものと考えます。

(例)

年末に家族で麻雀やトランプを楽しむ時間と同様で、ルールを分かる人が、場を回すことでアミューズメントを楽しむことができる。

また留意事項として、当社が当サービスを運営するにあたり、ディーラーとプレイヤーが、アミューズメント（賭博の行為に当たらない）の範囲内で、トランプゲーム（ポーカー・ブラックジャック・バカラなど）を行うことについては、利用者に誓約させ、行為が発覚した場合には、警察へ報告を行うことを利用規約にて同意していただくことで担保する予定。

7. その他

特になし